

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 31 日 (土) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平成30年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 条 例 第 34 号

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 35 条 第 2 項 中 「 第 53 条 第 42 項 」 を 「 第 53 条 第 44 項 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 第 53 条 第 43 項 」 を 「 第 53 条 第 45 項 」 に 改 め る。

第 36 条 第 1 項 第 2 号 中 「 ガ ス 供 給 業 」 の 次 に 「 (法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る ガ ス 供 給 業 に 限 る 。 以 下 こ の 節 に お い て 同 じ 。) 」 を 加 え る。

第 55 条 第 1 項 中 「 若 し く は 第 2 項 」 を 「 か ら 第 3 項 ま で 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 若 し く は 第 4 項 」 を 「 , 第 4 項 若 し く は 第 6 項 」 に , 「 又 は 第 5 項 」 を 「 , 第 5 項 又 は 第 7 項 」 に 改 め る。

附 則 第 6 条 の 4 中 「 平 成 30 年 3 月 31 日 」 を 「 法 附 則 第 11 条 の 2 第 1 項 に 定 め る 期 間 の 末 日 」 に 改 め る。

附 則 第 6 条 の 5 中 「 平 成 30 年 3 月 31 日 」 を 「 法 附 則 第 11 条 の 5 第 1 項 に 定 め る 期 間 の 末 日 」 に 改 め る。

附 則 第 12 条 第 2 項 か ら 第 8 項 ま で の 規 定 中 「 第 12 項 」 を 「 第 13 項 」 に 改 め る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は , 平 成 30 年 4 月 1 日 (以 下 「 施 行 日 」 と い う 。) か ら 施 行 す る。

(県 民 税 に 関 す る 経 過 措 置)

2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第35条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 新条例第36条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例附則第12条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。